

## 万国津梁館利用料金減額規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、「万国津梁館管理運営に関する基本協定書」第40条の規定について必要な事項を定めるものとする。

(減額の対象、減額率)

第2条 万国津梁館の利用料金の減額の対象となる会議等、減額率は別紙2の通りとし、減ずる額は「万国津梁館会場料金表」にて定める施設利用料金に別紙2の当該減額率を乗じて得た額とする。但し、減額対象科目は施設利用料金（会場料金）のみとなり、下記の利用料金については減額対象外とする。

- ① 貴賓室、ビジネスルームの施設利用料金（会場料金）
  - ② 附属設備利用料金（音響照明基本セット、パーティー基本設備セット、パントリー設備利用、その他音響、映写設備等）やワンストップ利用金
  - ③ 持込み器具電力利用料金
  - ④ 減額申請後に変更となった延長、追加、時間外利用に関わる施設利用料金
  - ⑤ 会議等の利用日以外に準備、撤去等の為、専用して利用する場合の施設利用料金
  - ⑥ 入場料を徴収する場合や商品の販売・宣伝等の営業行為を行う場合の施設利用料金
- 2 指定管理者は、「万国津梁館管理運営に関する基本協定書」第65条に準じて、沖縄県の承認を受けた自主事業を実施する場合は、同協定書内、第41条3項に則り、利用料金を免除する事が出来る。
- 3 1項で算出した減額後の料金に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入する。

(減額申請書の提出)

第3条 利用料金減額申請における提出書類は別紙1の通りとする。

- 2 「利用料金減額申請書」は、「万国津梁館利用許可申請書」と同時に提出する。この場合の申請者は会議等の主催者とする。

(補則)

第4条 この規程に定めるものの他、利用料金の減額に関して必要な事項は、万国津梁館、館長がその都度定めるものとする。

(付則) この規程は令和6年4月1日から施行する。

別紙 1

万国津梁館利用料金減免申請提出書類

1. 万国津梁館利用料金減額申請書（「万国津梁館の利用に関する規程」様式第9号）
2. 万国津梁館利用許可申請書（「万国津梁館の利用に関する規程」様式第1号）
3. 催事等実施要綱（企画書/催事概要等）
4. 県外・国外参加者リスト  
※参加者の（氏名・国名/県名）が記載されていることが必要です。  
※国外参加者の確認の為、旅券若しくは航空券の写しの提示を求める場合があります。
5. その他万国津梁館が必要とする書面

（注）

- 1 上記の書面は原則として、会場利用日の2カ月前までに一括して提出してください。  
※但し、「夏季期間の減免」、「レセプション催事の減免（会議を伴う懇親会）」、「オーシャンホール分割利用」等の減免ならびに「万国津梁館管理運営に関する基本協定書」第64条に該当する「自主事業催事の減免」については、上記2の「万国津梁館利用許可申請書」のみの提出とします。
- 2 参加者氏名やその他の個人情報に関しては「ザ・テラスホテルズ株式会社プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」に沿って責任を持って取扱い致します。

## 万国津梁館利用料金減免表

区分	減額条件	サミット ホール	オーシャン ホール	サンセット ラウンジ	カフェ テラス
国際会議	海外から 100 名以上の参加者が いる催事（終日利用案件限定）	30%減額	30%減額	30%減額	30%減額
	海外から 50 名以上の参加者が いる催事（終日利用案件限定）	20%減額	20%減額	20%減額	20%減額
県外会議	県外から 200 名以上の参加者が いる催事（終日利用案件限定）	30%減額	30%減額	30%減額	30%減額
夏季期間 催 事	7/15～8/31 の期間に開催される催 事（6 時間以上の利用案件限定）	40%減額	40%減額	30%減額	30%減額
レセプション 催 事	会議催事を伴うパーティー催事 （6 時間以上の利用案件限定）	30%減額	30%減額	20%減額	20%減額
分 割	オーシャンホールを分割して 利用する場合（全利用時間適応）	—	30%減額	—	—

注意： 設営撤去日の割引料金と減免の重複利用は出来ません。又、減額条件が複数該当する場合も減免の重複利用は出来ません。（減額条件が複数該当する場合、減免率の高い減額条件を優先します。）

**国際会議**： 海外からの参加者とは、海外在住で直接会議に参加する方々が対象となり、(外国籍でも国内在住者や催事の主催者及び関係者等は対象外となります。)且つ利用時間が終日借用（12時間）以上の催事のみ減免適応となります。

**県外会議**： 県外からの参加者とは、県外在住の直接会議に参加する方々が対象となり、(催事  
の主催者及び関係者等は対象外となります。)且つ利用時間が終日借用（12時間）  
以上の催事のみ減免適応となります。

**夏季期間催事**： 催事需要が低迷する夏季観光TOPシーズン（令和6年度は7/13～8/31日の  
期間）における需要喚起及び施設の稼働率向上を図る為、当該期間内に開催され、  
且つ利用時間が半日借用（6時間）以上の催事のみ減免適応となります。

**レセプション催事**： 会議を伴う懇親会とは、会議前後に開催される飲食ケータリングを伴うレセプシ  
ョンパーティー等の催事が対象となり、且つ利用時間は半日借用（6時間）以上の  
催事のみ減免適応となります。（※飲食ケータリングでも、弁当や軽食等のケータ  
リング催事は対象外となります。）